

広島県告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、北広島町長から届出があつた。

平成二十一年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄				
大字	字	大字	字			
都志見	悪谷山 （山林部）	二五二七の二一、二五二七の二三、二五二七の二四、二五二七の二六から二五二七の三五まで、二五二七の五三	堂光 （山林部）			
				二六六八の一〇	悪谷山 （山林部）	
				二六六八の三〇三	須頭谷 （山林部）	
	盤城田 （耕地部）	二六九一の二五、二六九一の二七から二六九一の三二まで	五一一八の二から五一一八の五まで	盤城田 （耕地部）		
					五一一八の六	盤城田 （耕地部）
					五一一八の七から五一一八の九まで、五二五二の一から五二五二の八まで、五二五六の一、五二五六の二、五二五七の一から五二五七の四まで、五二五九の一から五二五九の三まで、五二五九の五から五二五九の七まで、五二六一の一、五二六一の二から五二六一の四まで、五二六一の六	堂光 （山林部）
都志見	都志見	都志見	都志見			